

なり。とあり。三州志疑義餘考に云ふ。景周謹んで微妙公の爲人を按ずるに、聰慧頓敏、其の知懸鏡の如く一以て百を綜し、貴賤上下の情に通じ、治亂得失の理に達し給ふと云々。享保七年室鳩巢有徳將軍の御尋ねに付き奉答の詞に、三代肥前守は國政に心慮を盡し、あの家にては名人のやうに申傳候。といへり。

○笠舞新町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、笠舞新町、同新坂町と並べ載せたり。改作所舊記に載せたる、寛文六年三月普請會所より算用場への書簡に、本多安房殿内清助其外七名。右之者共居屋敷御殿町火除所に罷在處、御歩行爲替地相渡、右立去人共、笠舞村領地之内望之ヶ所百姓相對を以請地下し申様、十村方へ可被仰付。とあり。算用場の添書に、右御普請會所より申來候條、百姓地之内地子米高直に無之様相對を以て極め、請け縮りいたし、おろさせ可申者也。とあり。但し是より先にも追々相對を以て請地といひし、家屋を建てたりし也。寛文五年四月の笠舞村百姓運署願書に、私共在所御高之内、金澤廻り百姓共相對を以て地子におる

し、家をつくらせ申分、並御用地に被召上御替地共に、今程家數多に罷成り、諸事縮之儀百姓共成りがたく、諸事縮之儀は町方より裁許仕様に被成可被下。と見ゆ、又貞享四年四月町奉行よりの達書に、金澤町地より相續く百姓地、石川郡笠舞村・上野村・山崎領等百姓と相對を以請地仕有之者共、自今以後觸等之儀、町奉行裁許に被仰渡。とありて、此の時より町奉行の支配所と成りしかど、其の地所は郡地にて、地子米をば笠舞村へ收めたり。然るに明治維新後郡地のヶ所に苦情を醸し、かば、縣廳に於て段々詮議の上、其の筋へ伺に相成り、石浦新町など、ひとしく明治十二年に町地へ屬せられ、一般の邸地と成りたり。是に依りて居住人の苦情絶えたりけり。

○笠舞村落

此の村落は、石浦郷七ヶ村の一村にて、上笠舞下笠舞と稱し、村落二十ヶ所に分れ家居せり。此の村地は土地殊に宜しく、金澤近郷の豊饒なる田島也。故に舊藩中は、石川郡にての高免の地とすれど、金澤市中へ接續せし村地なるにより、其の土地多く舊藩の用地と成り、或は相對請地とな

して、家屋をば追々建て、笠舞新町以下數町を建てひろげ、地子米を取立て來りけるに、高免の地面なるを以て、地子米甚だ過分なりしかど、今は一般の町地と成りたり。又此の村地は、土地よろしく地味甚だ肥えたりしゆゑにや、畠地に産出する諸品までも其の味宜しく、他村の産とは異りといへり。加賀古跡考に云ふ。大根・蕪の二品はいづちにも生ずといへども、笠舞の夏大根・赤土のかぶらは殊に上品とす。延寶六年に國君より命じて、國中に産する處の名物の品を尋ね給ふに、其の時此の大根かぶらをも君聽に達せしかば、殊に賞味あらせらる。夫れよりして彌、府下舉つて賞翫する事とは成れりと。平次按ずるに、改作所舊記に載せたる延寶六年七月里長よりの言上書に、笠舞村夏大根作候。餘村には夏大根作り不申、此村迄に付笠舞大根と申す。と載せたり。右言上書にて見れば、延寶の頃は夏大根は笠舞村の産而已にて、殊に其の風味宜しきゆゑに、名物とはなしたりと聞ゆ。享保七年八月石川、河北兩郡の諸村名高き産物取調書にも、冬大根諸江村、夏大根笠舞村。と記載し、それより後に書きたる三州名物往來といへる子

供の手習ふ往來文にも、笠舞大根・赤土蕪。とありて、夏大根は後年に至るまでも、笠舞の産をば世人賞翫すといへり。

加能越百人一首に、金澤八景の中笠舞殘雪を、

西南宮

こぞひきし大根の跡に消え残り

春へこそすきだ笠舞の雪

按ずるに、右狂歌に據れば、輓近に至りては冬大根も作り出しけるに、其の味夏大根とひとしく宜しかりしゆゑに詠じけるならんか。又大根のみならず、今は笠舞の芋とて麻糸芋を産出し、當村の名産とす。

○笠舞欠原町

元祿九年の地子町肝煎附に、笠舞新坂町、向がけ原、同一本松と並び載せたり。右町地は皆笠舞の村地なるが故に、笠(舞)松某町と呼べり。此の邸地は皆相對請地なりしが、今は笠舞新町と同じく一般の町地と成りたり。

○長壽人横濱屋權兵衛傳

笠舞欠原町に居住せる横濱屋九右衛門が親父權兵衛は、享